

復興整備計画

（第5回変更）

塩竈市・宮城県

平成26年 8月15日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）		
塩竈市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）		
<p>①安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進を図る。</p> <p>②被災者の生活再建にかかる負担軽減を図るため、災害公営住宅の整備を基本として住宅再建の支援を行う。</p> <p>③離島部の若年層の流出による人口減少及び高齢化に対応するため、行政サービスの機能回復及び拡充を図る。</p> <p>④離島部の交流施設の早期復旧を図るとともに、観光交流資源の回復に努め、産業の再建に取り組む。</p>		
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）		
<p>(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 住みなれた地域で安全で安心した生活を送るために、離島部では次のような土地利用を図る。</p> <p>①安全性が確保できる高台または嵩上げた地域へ住宅団地の移転を図る。</p> <p>②住宅団地については、災害公営住宅の整備を基本とし、コミュニティの維持とコンパクトなまちづくりを図る。</p> <p>③被災集落跡地については、建築基準法39条における災害危険区域を指定し、建築制限をかけるとともに、住民の意見を聞きながら、漁業等の産業再建用地や観光交流用地等として活用する。</p>		
<p>(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）</p> <p>①離島部である桂島地区（A地区）では、高台に住宅団地を整備する。</p> <p>②離島部である寒風沢地区（B地区）では、高台に適地がないことから、安全な高さまで盛り土を行い、住宅団地を整備する。</p> <p>③津波により壊滅的な被害を受けた桂島地区の海水浴場側地区（I地区）及び寒風沢地区の南側地区（II地区）については、人命保護のため住宅建築の制限を行う。</p> <p>④上記の被災集落跡地（I・II地区）は、住民の意見を聞きながら、漁業共同利用施設や観光交流施設等としての整備を図る。</p> <p>⑤移転団地の用地選定にあたっては、「特別名勝松島」による開発制限や埋蔵文化財包蔵地があるため、切土造成の発生しない箇所を選定する。また被災者の意向も取り込んだものとする。</p> <p>⑥離島部である野々島地区（C地区）では、高台に適地がないことから、安全な高さまで盛り土を行い、災害公営住宅を整備する。</p> <p>⑦離島部である朴島地区（D地区）では、高台に適地がないことから、小規模住宅地区改良事業での集落基盤整備地内に、災害公営住宅を整備する。</p>		
(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		

(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	A地区	事業名称：塩竈市浦戸地区防災集団移転促進事業（桂島地区） 事業主体：塩竈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成24年10月25日に国土交通大臣の同意みなし、平成25年12月26日に第一回軽微な変更届。
	B地区	事業名称：塩竈市浦戸地区防災集団移転促進事業（寒風沢地区） 事業主体：塩竈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成24年10月25日に国土交通大臣の同意みなし、平成25年12月26日に第一回軽微な変更届。
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業		
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		

(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	A 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（桂島地区） 事業主体：塩竈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
	B 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（寒風沢地区） 事業主体：塩竈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
	C 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（野々島地区） 事業主体：塩竈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
	D 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（朴島地区） 事業主体：塩竈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度 ～ 平成27年度の4年間		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1							
2							
3							

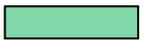
- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

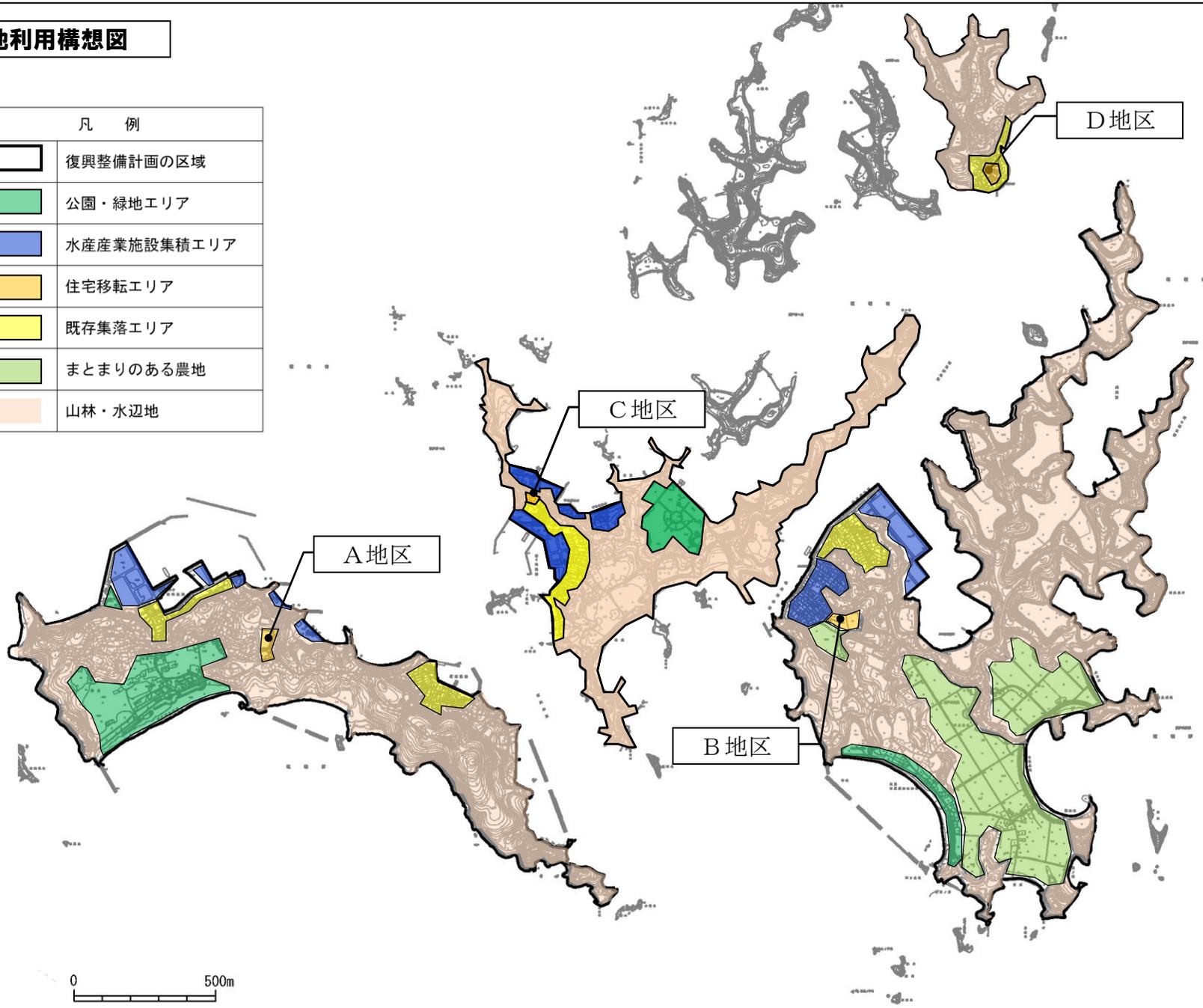
4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業及びその他施設の整備に関する事業	A地区		○			○						
2	集団移転促進事業及びその他施設の整備に関する事業	B地区		○			○						
3	その他施設の整備に関する事業	C地区		○									
4	その他施設の整備に関する事業	D地区		○ ○									

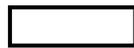
- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図

凡 例	
	復興整備計画の区域
	公園・緑地エリア
	水産産業施設集積エリア
	住宅移転エリア
	既存集落エリア
	まとまりのある農地
	山林・水辺地



復興整備事業総括図

凡 例	
	復興整備計画の区域
	復興整備事業の概ねの区域
	移 転 元

※全都市街化調整区域に指定

A 地区
 塩竈市浦戸地区防災集団移転促進事業（桂島地区）
 災害公営住宅整備事業（桂島地区）

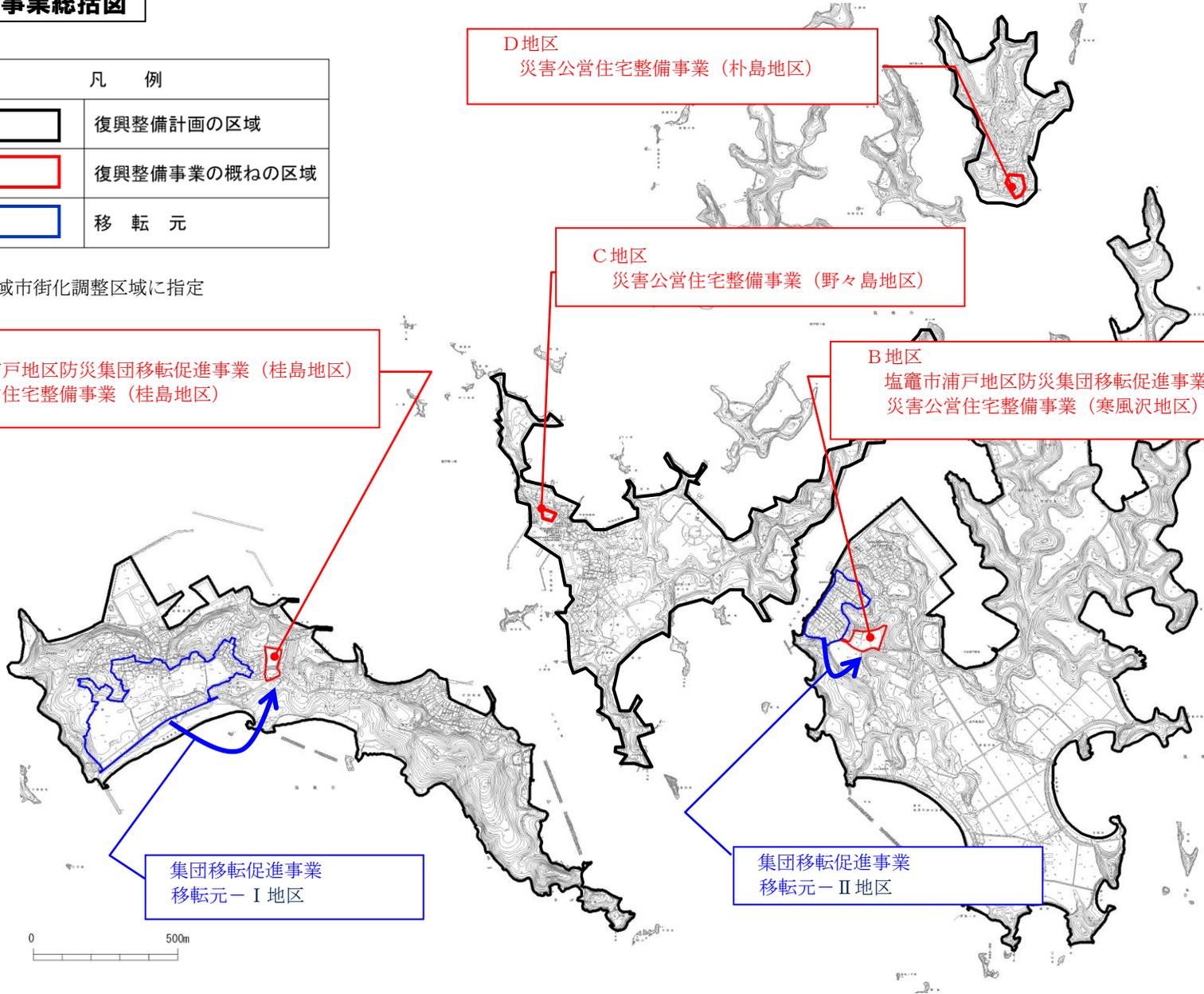
D 地区
 災害公営住宅整備事業（朴島地区）

C 地区
 災害公営住宅整備事業（野々島地区）

B 地区
 塩竈市浦戸地区防災集団移転促進事業（寒風沢地区）
 災害公営住宅整備事業（寒風沢地区）

集団移転促進事業
 移転元－Ⅰ地区

集団移転促進事業
 移転元－Ⅱ地区



様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者		住所 宮城県塩竈市旭町1番1号	※手数料欄
		氏名 塩竈市長 佐藤 昭 印	
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地10番1 他6筆	
	2 開発区域の面積	1796.04平方メートル	
	3 予定建築物等の用途	長屋（災害公営住宅） 専用住宅（災害公営住宅） 集会所	
	4 工事施行者住所氏名	東北重機工事株式会社	
	5 工事着手予定年月日	平成26年 6月10日	
	6 工事完了予定年月日	平成27年 3月31日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの	
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	法第34条14号に該当（災害公営住宅の建設）	
	9 その他必要な事項	市街化調整区域における災害公営住宅の建設について復興整備協議会に付議予定	
※ 受付番号	年 月 日 第 号		
※ 同意に付した条件			
※ 同意番号	年 月 日 第 号		

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合には、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

別紙

開発区域に含まれる地域の名称

宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地10番1の一部

宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地10番2の一部

宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地11番の一部

宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地13番1の一部

宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地13番2の一部

宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地14番の一部

宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地15番の一部

宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地13番1地先の道の一部

設 計 説 明 書 （ そ の 1 ）

開発区域に含まれる地域の名称		宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地10番1他6筆							
設計の方針		災害公営住宅の造成及び建築工事を目的とした開発行為である。 造成計画は、小規模住宅地区改良事業による道路整備に合わせ、盛土を行い宅地を整備する計画とした。 雨水排水計画は、地区外の道路側溝に排出する計画とした。 汚水排水計画は、浄化槽を介し地区外の道路側溝に排出する計画とした。 開発区域に接する道路については、小規模住宅地区改良事業により整備を行い、整備完了後に道路法に基づく道路認定手続きを行う予定。							
地域地区等	イ 市街化区域 ハ 非線引き都市計画区域 ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	ロ 市街化調整区域 ニ 準都市計画区域		用途地域等					
	宅地造成工事 規制区域	内 外		その他					
工区分	工 区	第 1工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地10番1他6筆							
	面積	1796.04 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
開発区域の土地の現状	地目別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
		面積	1204.44 m ²	m ²	m ²	49.89 m ²	541.71 m ²	1796.04 m ²	
	所有者別	割 合	67.06 %	%	%	2.78 %	30.16 %	100.00 %	
		所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計		
		面積	1796.04 m ²	m ²	m ²	m ²	1796.04 m ²		
		割 合	100.00 %	%	%	%	100.00 %		
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公 園	その他		
	面積	1299.08 m ²	496.96 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	1796.04 m ²
割 合	72.33 %	27.67 %	%	%	%	%	%	100.00 %	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最少区画面積		区画の平均面積			
	住宅 3 区画	572.88 m ²		267.00 m ²		433.03 m ²			
	集会所 1 区画	496.96 m ²		496.96 m ²		496.96 m ²			
上水道施設	イ 公 営 水 道 ロ 簡 易 水 道 ハ 専 用 水 道 ニ そ の 他	消 防 水 利 施 設 イ 消 火 栓 ロ 貯 水 槽 ハ そ の 他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計			
				1戸	4戸	5戸			
	計画人数				19 人	人口密度 10.6 人/ha			

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。

2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の状況
		幅員	延長	面積			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block; margin: auto;"> 該 当 な し </div>							

公益的施設の整備計画

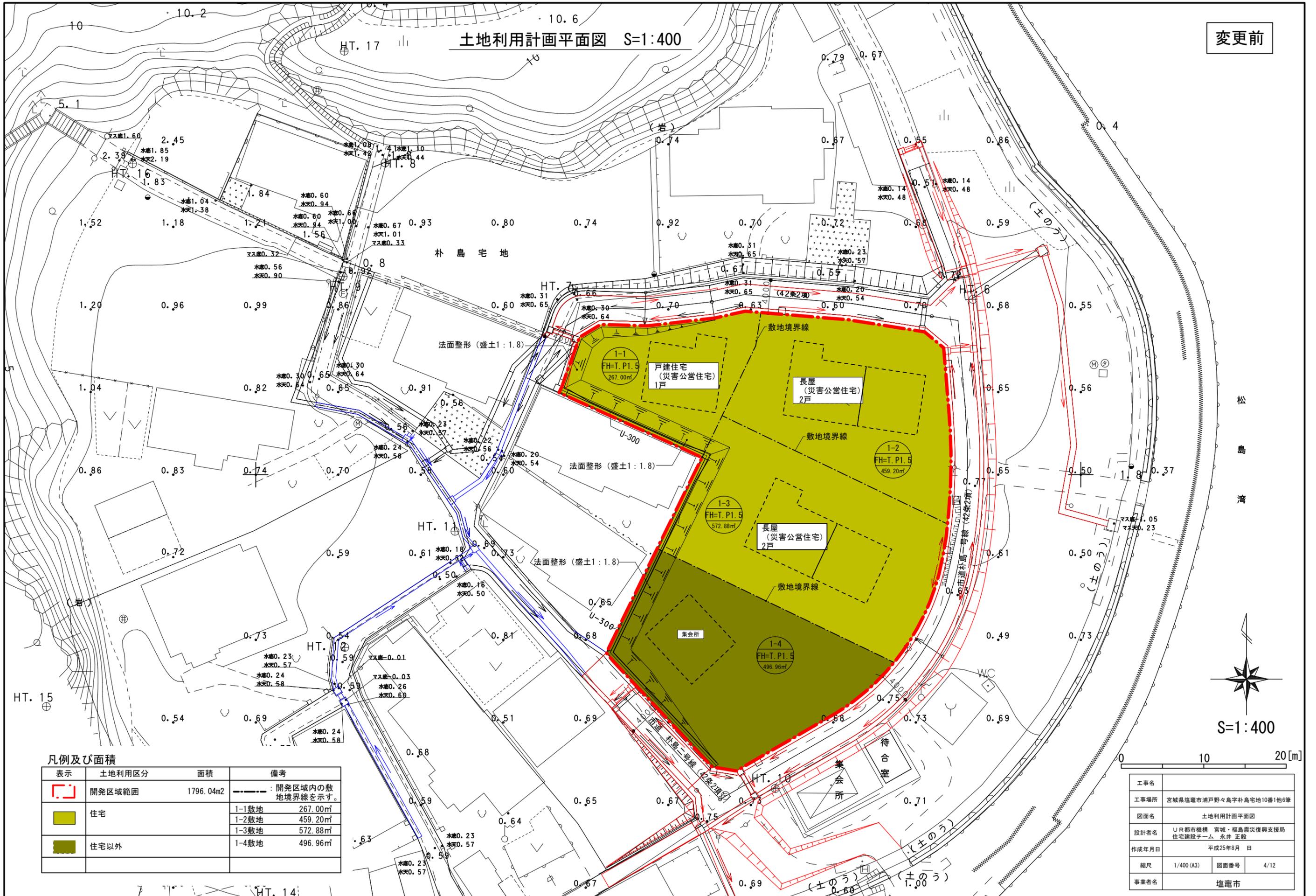
公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block; margin: auto;"> 該 当 な し </div>			

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14条及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

土地利用計画平面図 S=1:400

変更前



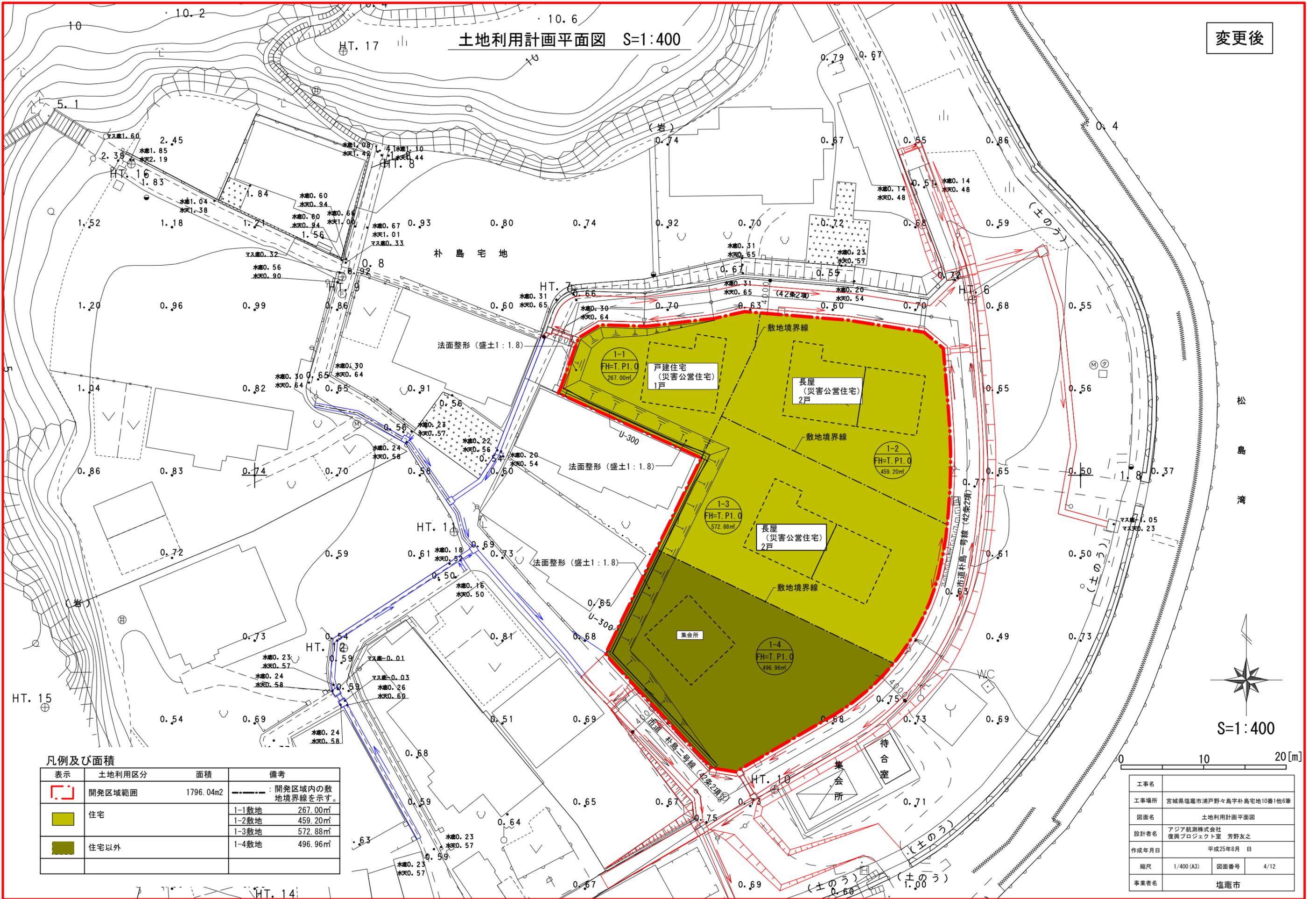
凡例及び面積

表示	土地利用区分	面積	備考
	開発区域範囲	1796.04m ²	----- : 開発区域内の敷地境界線を示す。
	住宅	1-1敷地	267.00m ²
		1-2敷地	459.20m ²
		1-3敷地	572.88m ²
	住宅以外	1-4敷地	496.96m ²

工事名			
工事場所	宮城県塩竈市浦野々島字朴島宅地10番1地6筆		
図面名	土地利用計画平面図		
設計者名	UR都市機構 宮城・福島震災復興支援局 住宅建設チーム 永井 正毅		
作成年月日	平成25年8月 日		
縮尺	1/400 (A3)	図面番号	4/12
事業者名	塩竈市		

土地利用計画平面図 S=1:400

変更後



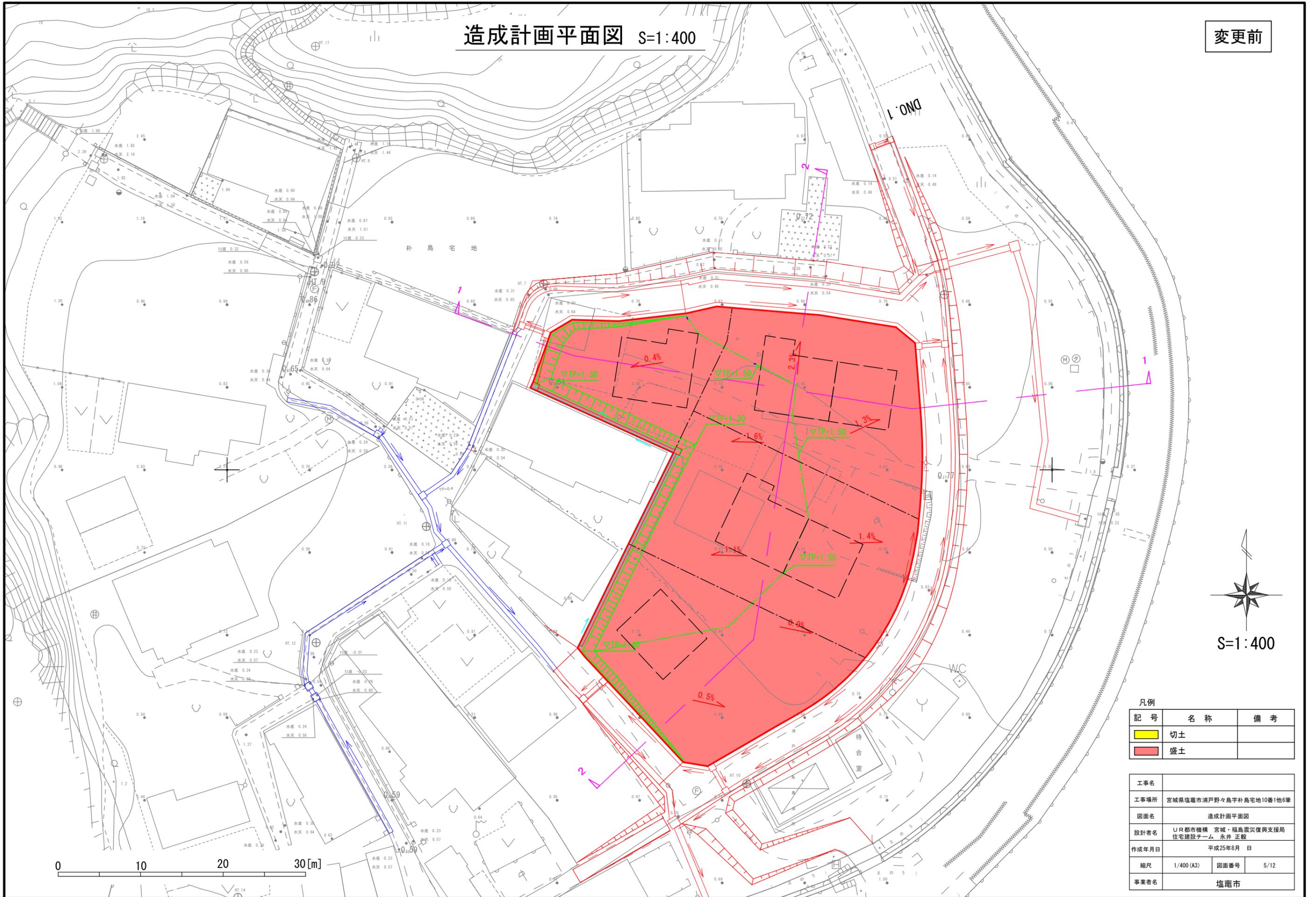
凡例及び面積

表示	土地利用区分	面積	備考
	開発区域範囲	1796.04m ²	----- : 開発区域内の敷地境界線を示す。
	住宅	1-1敷地 267.00m ² 1-2敷地 459.20m ² 1-3敷地 572.88m ²	
	住宅以外	1-4敷地 496.96m ²	

工事名		
工事場所	宮城県塩竈市浦野々島字朴島宅地10番1地6筆	
図面名	土地利用計画平面図	
設計者名	アジア航測株式会社 復興プロジェクト室 芳野友之	
作成年月日	平成25年8月 日	
縮尺	1/400 (A3)	図面番号 4/12
事業者名	塩竈市	

造成計画平面図 S=1:400

変更前



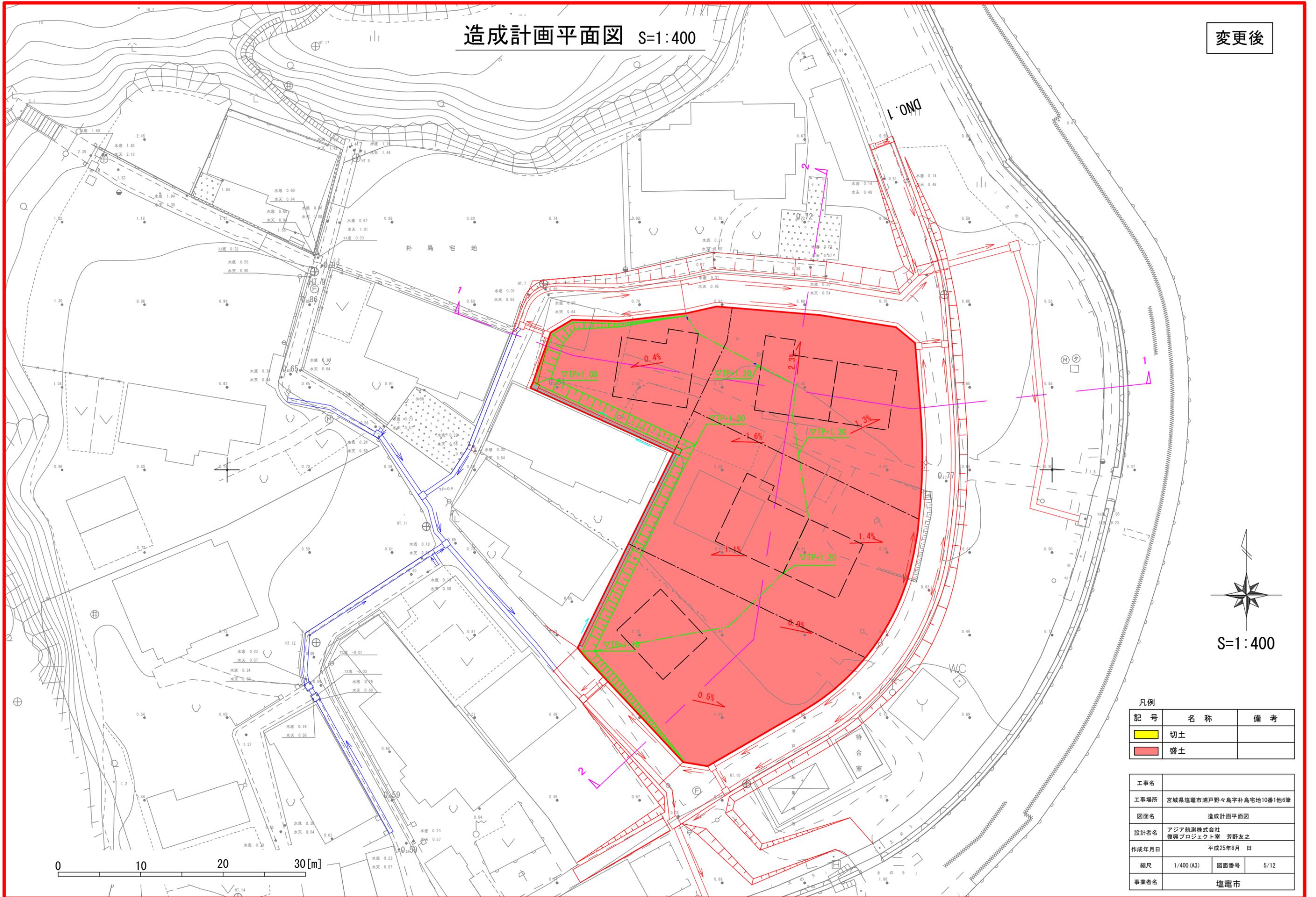
凡例

記号	名称	備考
	切土	
	盛土	

工事名			
工事場所	宮城県塩竈市浦野々島字朴島地10番1地6筆		
図面名	造成計画平面図		
設計者名	UR都市機構 宮城・福島震災復興支援局 住宅建設チーム 永井 正毅		
作成年月日	平成25年8月 日		
縮尺	1/400 (A3)	図面番号	5/12
事業者名	塩竈市		

造成計画平面図 S=1:400

変更後



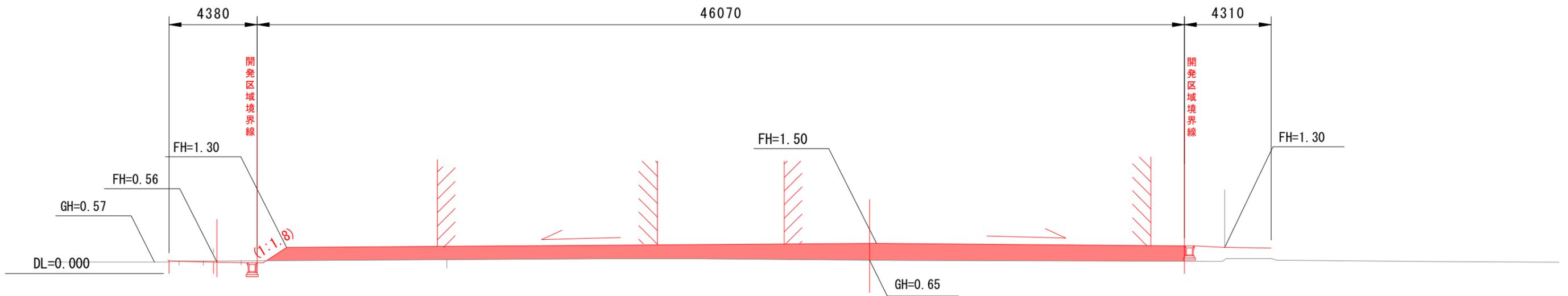
凡例

記号	名称	備考
	切土	
	盛土	

工事名			
工事場所	宮城県塩竈市浦野々島字朴島宅地10番1地6筆		
図面名	造成計画平面図		
設計者名	アジア航測株式会社 復興プロジェクト室 芳野友之		
作成年月日	平成25年8月 日		
縮尺	1/400 (A3)	図面番号	5/12
事業者名	塩竈市		

断面 1

GH=0.65
FH=1.49



凡例

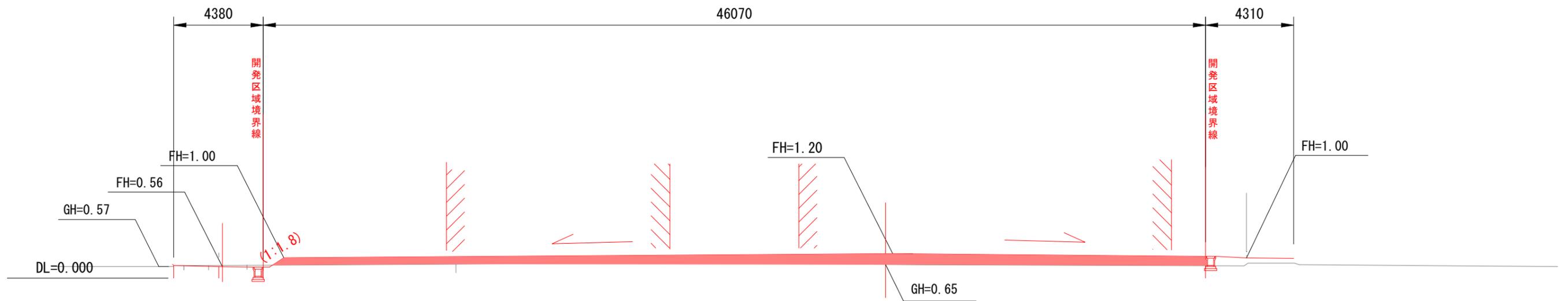
記号	名称	備考
■	切土	
■	盛土	

工事名			
工事場所	宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地10番1他6筆		
図面名	造成計画断面図(1)		
設計者名	UR都市機構 宮城・福島震災復興支援局 住宅建設子-△ 永井 正毅		
作成年月日	平成25年8月 日		
縮尺	1/200 (A3)	図面番号	6 / 12
事業者名	塩竈市		

0 10 20[m]

断面 1

GH=0.65
FH=1.19



凡例

記号	名称	備考
■	切土	
■	盛土	

工事名			
工事場所	宮城県塩竈市浦戸野々島字朴島宅地10番1他6筆		
図面名	造成計画断面図(1)		
設計者名	アジア航測株式会社 復興プロジェクト室 芳野友之		
作成年月日	平成25年8月 日		
縮尺	1/200 (A3)	図面番号	6 / 12
事業者名	塩竈市		

